

令和3年度介護保険事業者事故報告について

介護サービス提供時に事故が発生した場合、介護保険事業者は迅速な対応を行い、その事後処理において速やかな解決、再発防止策を講じなければなりません。

サービス提供事業所から事故の内容や対応の状況を保険者に報告することにより、安全対策に有用な情報を共有することで、事故の発生防止・再発防止及び介護サービスの安全と質の向上を図ります。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに介護保険事業者から笠間市に報告があった事故について、次のとおり情報を公表します。

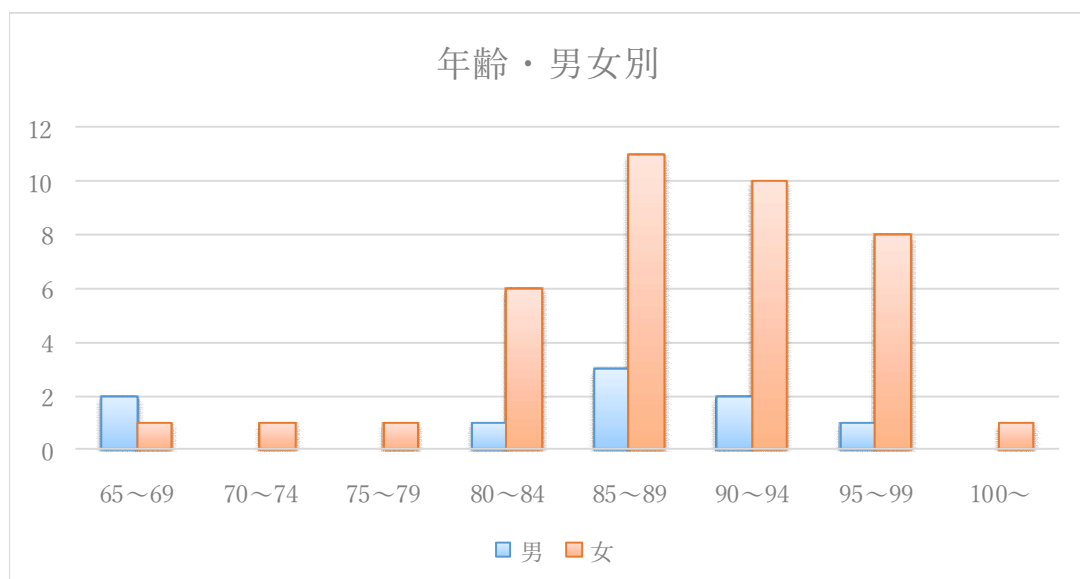
1. サービス種別報告件数 ※笠間市の被保険者について市内外の事業所からの報告
報告件数 49件
(内訳)

居宅サービス 2件	短期入所 2件
施設サービス 25件	介護老人福祉施設 22件、介護老人保健施設 3件
地域密着型サービス 22件	グループホーム 13件、小多機・看多機 5件、 地域密着型通所系サービス 4件

2. 利用者について

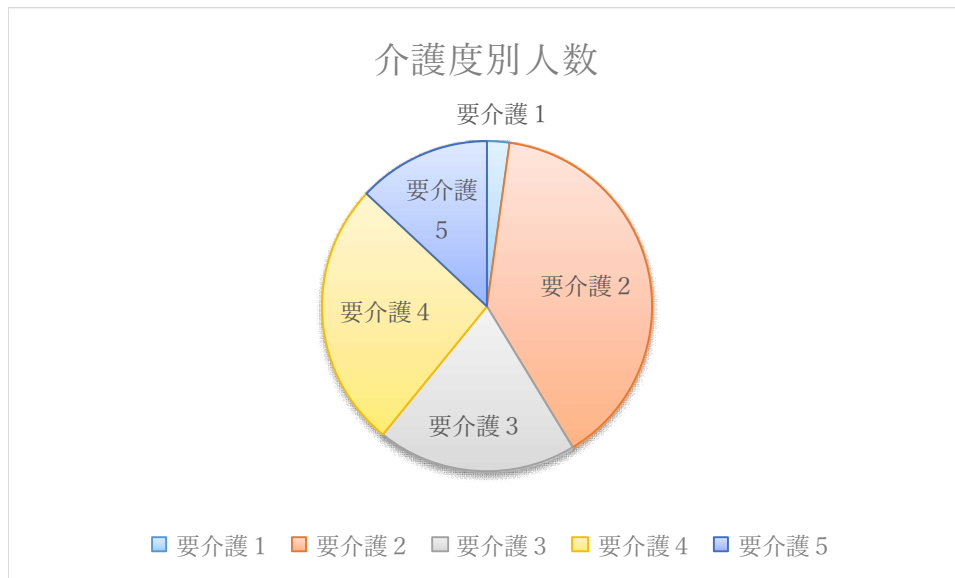
- (1) 男女別では女性の割合が高く、年齢別では80歳以上が多くなっている。

年齢が高くなると事故によるけが等で医療機関の受診が必要になることが多くなり、高齢女性では転倒による骨折が多くなっている。



(2) 要介護度別では、「要介護1」1人、「要介護2」18人、「要介護3」9人、「要介護4」12人、「要介護5」6人となっている。

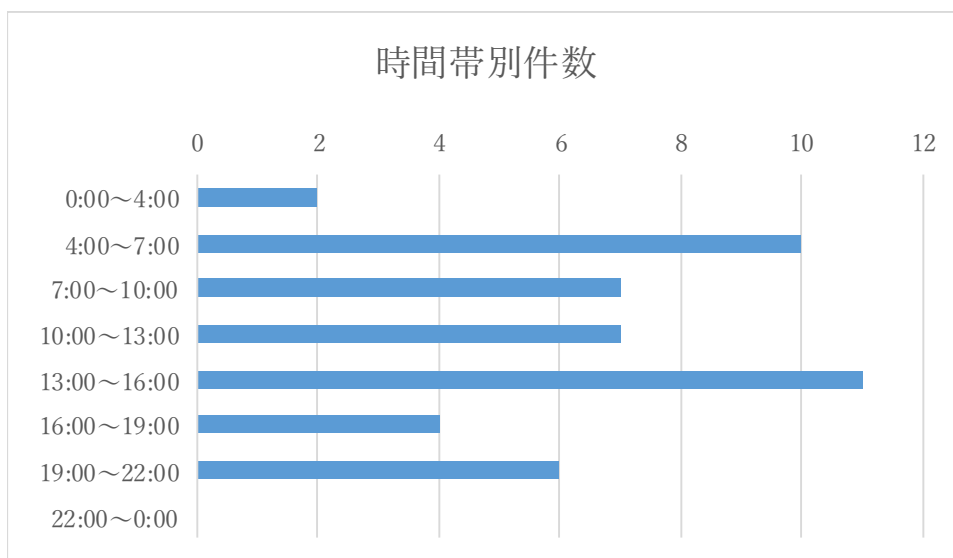
普段は歩行が自立している等、利用者自身が出来ると考えている動作の中でふらつき・転倒してけがにつながることが多い。



3. 事故発生時間について

施設系・居住系サービスでは、早朝や昼食後、夜間の時間帯に事故が多く、片付けや当直などで対応できる職員が少ない時間帯に多く発生している。

起床後や食後にトイレに行こうとして転倒することも多く、排泄に関連する事故が少ない。



4. 事故の種別について

- ・利用者のけが 45 件（転倒による骨折、裂傷、内出血等）
- ・利用者の死亡に至った事故 2 件（窒息、転落）
- ・送迎中の接触事故 1 件
- ・職員の運転免許証の失効 1 件

事例 1. 自室の窓をこじ開けた転落による落下事故。普段は施設で穏やかに過ごしていた。施設では窓枠ストッパーの再点検と、見守り体制の強化で対応。

事例 2. 送迎職員が焦って道を間違えてしまい、他車と接触。幸い利用者に怪我は無かったものの、大きな事故につながる所だった。

事例 3. 歩行器を使用して移動中にバランスを崩して転倒、骨折した。

事例 4. 車いす移乗の際にバランスを崩して転倒、骨折した。

5. 再発防止の取組について

- ・利用者の日々の変化に対し、ケアに携わる職員から施設全体でその変化を共有する。
- ・想定される利用者の行動について再度確認し、リスクを職員全員で共有して対応する。
- ・事業所内で勉強会を実施して、利用者ごとの介助時の危険について全体で確認する。
- ・転倒リスクがある方に対し、クッション材等を用いて安全対策を行う。
- ・センサーマットを設置し見守りを強化する。
- ・車いす移乗の手順を再確認し、本人の状態に合った介助の方法をとる。
- ・ベッドからマットレスに変更し、本人の転倒リスクを軽減する。
- ・24 時間シートを活用し、利用者が居室にいる際の行動パターンを確認して、例えばトイレに起き出す時間などに、声掛け・見回り等の介助を行う。
- ・食堂等の共用部では、職員の目が届く所に席替えをして、死角を造らないようにする。
- ・排泄が自立している利用者でも、本人の時間帯を把握して見守り・トイレ誘導を行う。
- ・不穏症状が見られる利用者は、原因の把握に努め（時間・薬・人間関係のストレス等）本人の気持ちに沿ってコミュニケーションを図り、気持ちを落ち着かせること。
- ・サマリー等の症状説明から、想定される介護リスクを検証し、既往症のきっかけや、本人が不穏になる状況や時間帯などをあらかじめ確認する。

各介護事業所におきましては、報告があった内容や対応の状況から、今後の事故発生・再発防止の対策を行って、介護サービスの安全と質の向上に努めてください。

また、介護サービスの提供時に事故が発生した場合は、「笠間市介護保険事業者における事故報告ガイドライン」に従って、笠間市役所高齢福祉課まで速やかに報告してください。